

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年6月30日

山城北保健所所長 宛



提出者

住 所 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579

氏 名 関西電力送配電株式会社 京都本部

本部長 松下 義尚

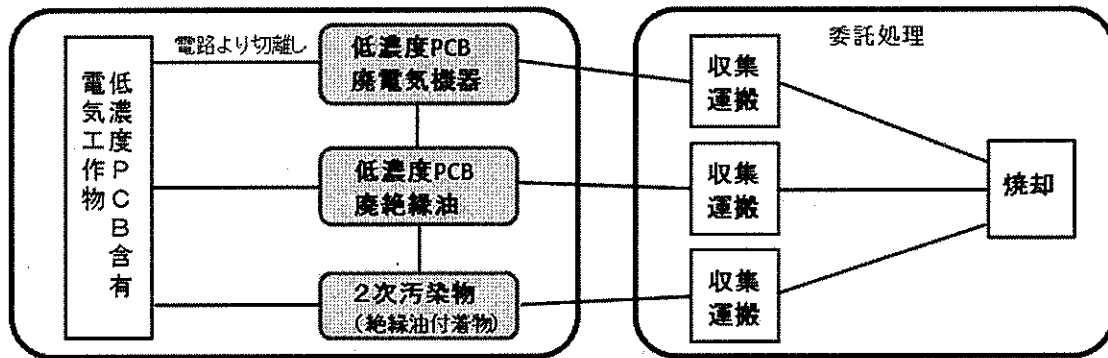
電話番号 075-361-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南京都変電所
事業場の所在地	京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字吹上8-3
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般送配電事業等
② 事業の規模	400億円
③ 従業員数	8,381名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・PCB含有電気工作物（2次汚染物を含む） 電路から切り離して廃止の後、運搬業者に委託して処理業者に引き渡し、焼却処理。 ・PCB含有電気絶縁油 使用中または廃囲基の電気工作物より、タンクローリーまたは金属製容器に回収し、運搬業者に委託して処理業者に引き渡しし、焼却処理。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	225 t	t
	(これまでに実施した取組) 低濃度PCB廃棄物の発生の都度、適正な処理の実施。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	300 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組内容に同じ。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・低濃度PCB廃電気機器：変電所構内（屋外）にて保管 ・低濃度PCB汚染絶縁油：変電所構内（屋内・屋外）にて金属製容器により保管 ・2次汚染物：金属製容器等に収納し、低濃度PCB廃電気機器と同様に保管
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	全処理委託量	225 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	225 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 低濃度PCB廃棄物収集運搬許可業および低濃度PCB廃棄物処理にかかる認定取得した業者を選定し、書面による契約に基づき、適正な処理に努めている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	全処理委託量	300t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
前年度に同じ。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) 低濃度PCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物について、排出予定なし。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。